第７期城陽市障がい福祉計画
第３期城陽市障がい児福祉計画

令和６年（2024 年）３月

城　　陽　　市

目次

第１章　計画の基本的な考え方 1
第１節　計画策定の趣旨 1
第２節　サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方 2
第３節　計画の期間 3
第４節　関連計画との整合 3
第５節　計画の策定体制 3
第６節　計画の評価体制 3
第７節　第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画からの主な変更点 4
第２章　障害者総合支援法におけるサービス提供の仕組み 5
第１節　サービスの体系 5
第２節　利用手続きの流れ 6
第３節　利用者負担 7
第４節　城陽市の独自軽減策 9
第３章　城陽市における障がい者手帳所持者数の状況 10
第１節　身体障害者手帳所持者数の推移 10
第２節　療育手帳所持者数の推移 11
第３節　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 11
第４章　障がい福祉サービスの利用（実績） 12
第５章　地域生活支援事業の利用（実績） 15
第６章　障がい児通所支援給付（実績） 19
第１節　障がい児通所支援・障がい児相談支援 19
第２節　発達障がいのある児童等に対する支援 20
第３節　障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズ 20
第７章　令和５年度末の成果目標の実績 21
第８章　障がい福祉サービスの利用（見込） 27
第１節　訪問系サービス 27
第２節　日中活動系サービス 29
第３節　居住系サービス 31

第４節　相談支援 32
第５節　サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策 33
第６節　事業を行う者の確保に関する計画等 33
第９章　地域生活支援事業の利用（見込） 34
第１節　実施する事業の内容 34
第２節　各年度における事業の種類ごとの見込量 34
第３節　各事業の見込量の確保のための方策 39
第 10 章　障がい児通所支援給付（見込） 40
第１節　サービスの体系 40
第２節　障がい児通所支援・障がい児相談支援 41
第３節　発達障がいのある児童等に対する支援 43
第４節　障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズ 44
第５節　障がい児通所支援給付の見込量確保のための方策 44
第６節　事業を行う者の確保に関する計画等 44
第 11 章　令和８年度末の成果目標の設定 45
第１節　福祉施設入所者の地域生活への移行について 45
第２節　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 46
第３節　地域生活支援の充実 47
第４節　福祉施設から一般就労への移行について 48
第５節　障がい児支援の提供体制の整備 52
第６節　相談支援体制の充実・強化 54
第７節　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ..56

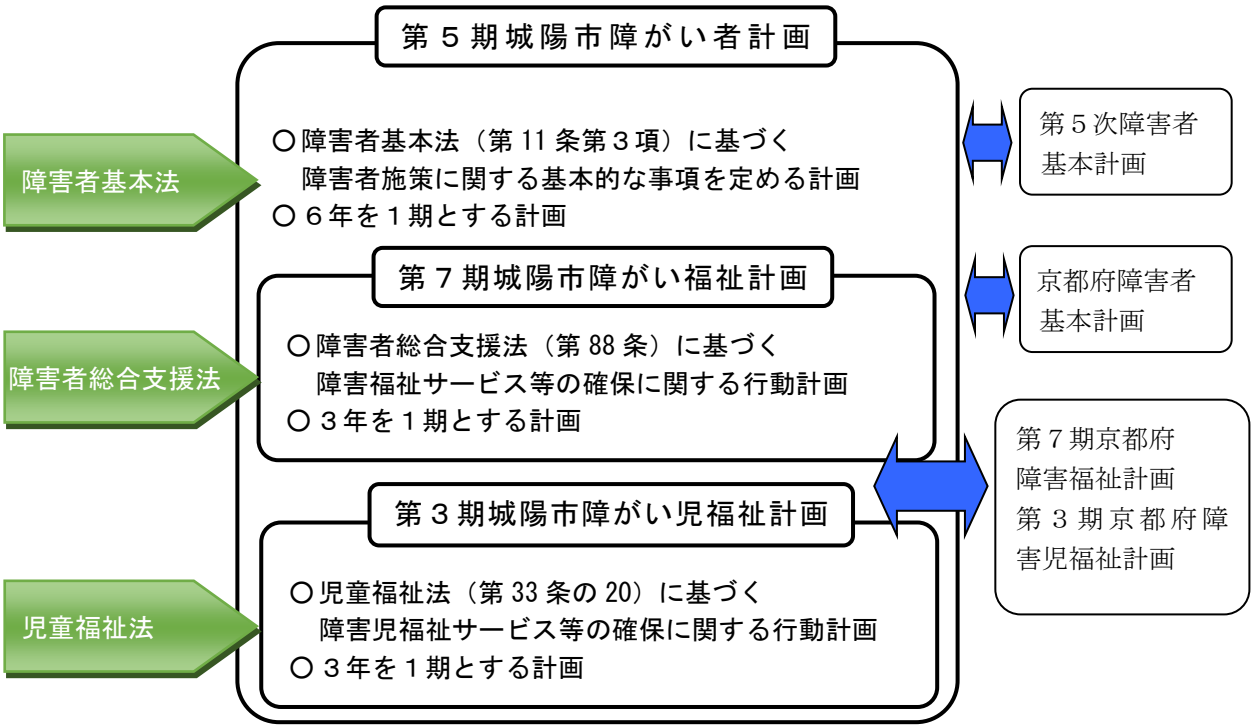
第１章　計画の基本的な考え方

第１節　計画策定の趣旨

第７期城陽市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第８８条第１項に基づく「市町村障害福祉計画」に、第３期城陽市障がい児福祉計画は、児童福祉法第３３条の２０第１項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられています。

本計画は、厚生労働省が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和５年５月告示）」を踏まえ、障害者総合支援法に定めるサービス等の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図り、円滑な制度の実施を確保するものです。

また、本計画は障害者基本法に基づき障害者施策の基本方針として策定した「第５期城陽市障がい者計画」の前期実施計画として位置づけるものです。



第２節　サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して計画的な整備を図ります。

（1）必要とされる訪問系サービスの充実

多様なニーズに対応した訪問系サービスの充実を図ります。

（2）希望する障がい者等に対する日中活動系サービスの充実

多様なニーズに対応した日中活動系サービスの充実を図ります。

（3）グループホームの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場として、グループホームの充実を図るとともに、自立支援事業等の推進により、施設入所・入院から地域への移行を図ります。

（4）福祉施設から就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、サービス事業所において働く場の拡大を図ります。

（5）相談支援の提供体制の充実

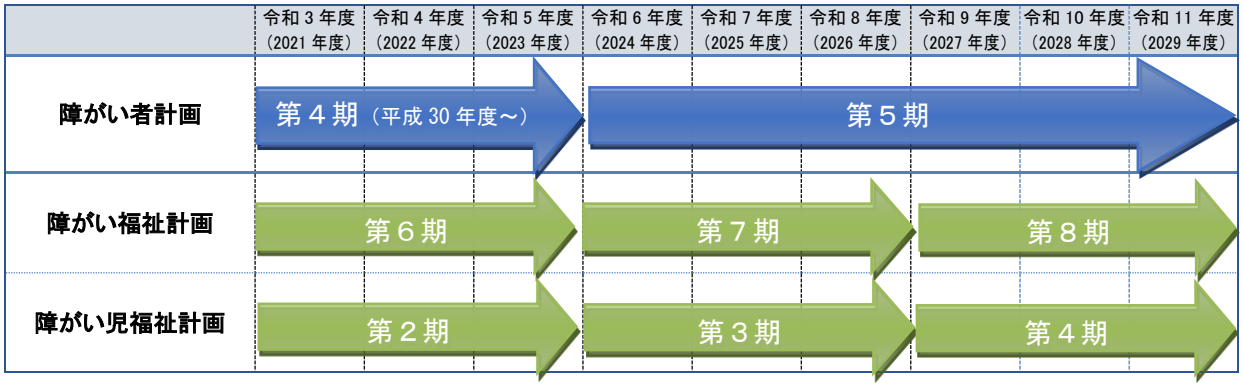
障がい者等、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むため、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実を図ります。

（6）地域生活支援事業の推進

障がい者の地域での生活を支援するため、障がい者の状況に応じた柔軟な事業形態による効率的、効果的な地域生活支援事業の実施を図ります。

第３節　計画の期間

本計画は、令和６年度から令和８年度までの３箇年計画とします。



第４節　関連計画との整合

本計画は、「城陽市障がい者計画」の施策における具体的なサービスの数値目標等を設定するものです。

また、「城陽市障がい者計画」は、「城陽市地域福祉計画」、「城陽市高齢者保健福祉計画」、「城陽市介護保険事業計画」、「城陽市子ども・子育て支援事業計画」と整合を図りながら推進する障がい福祉施策の具体的な目標を示したものです。

第５節　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい当事者団体、医療機関関係者、障がい福祉施設関係者等により組織される「城陽市障がい者自立支援協議会」を開催し、意見を伺いました。

また、市ホームページ等を活用してパブリックコメントを実施し、市民の意見の反映に努めました。

第６節　計画の評価体制

本計画の実施にあたっては、サービスの見込量が適切であるか、障がい者の地域生活への移行が進んでいるか、就労への移行や就労定着は進んでいるか、障がい児や精神障がい者支援に対応した体制がとれているか等の達成状況を年度ごとに点検、評価します。

そのため、「城陽市障がい者自立支援協議会」を開催し、計画の総合的・効果的な推進を図ります。

第７節　第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画からの主な変更点

国の基本指針において、第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画からの主な変更項目として下記のとおり示されました。

〇強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の充実を図るため、令和８年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとされています。

〇相談支援体制を充実・強化するため、令和８年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することとされています。

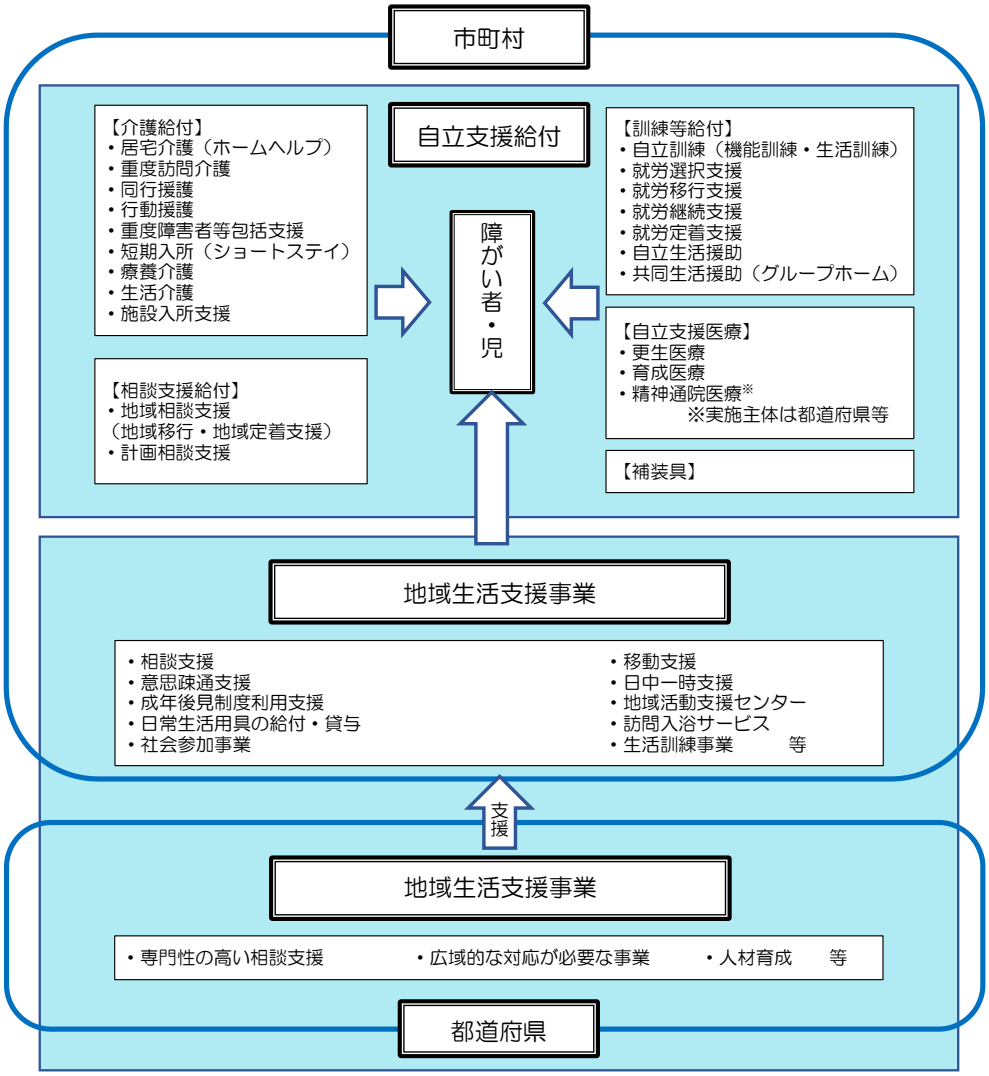
〇障害者総合支援法の改正により、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスとして、「就労選択支援」が令和７年度に創設されます。

第２章　障害者総合支援法におけるサービス提供の仕組み

第１節　サービスの体系

サービス体系は、障害者総合支援法により規定され、個々に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。さらに、自立支援給付は、「介護給付」、「相談支援給付」、「訓練等給付」、「自立支援医療」、及び「補装具」に分けられます。

サービスの体系



第２節　利用手続きの流れ

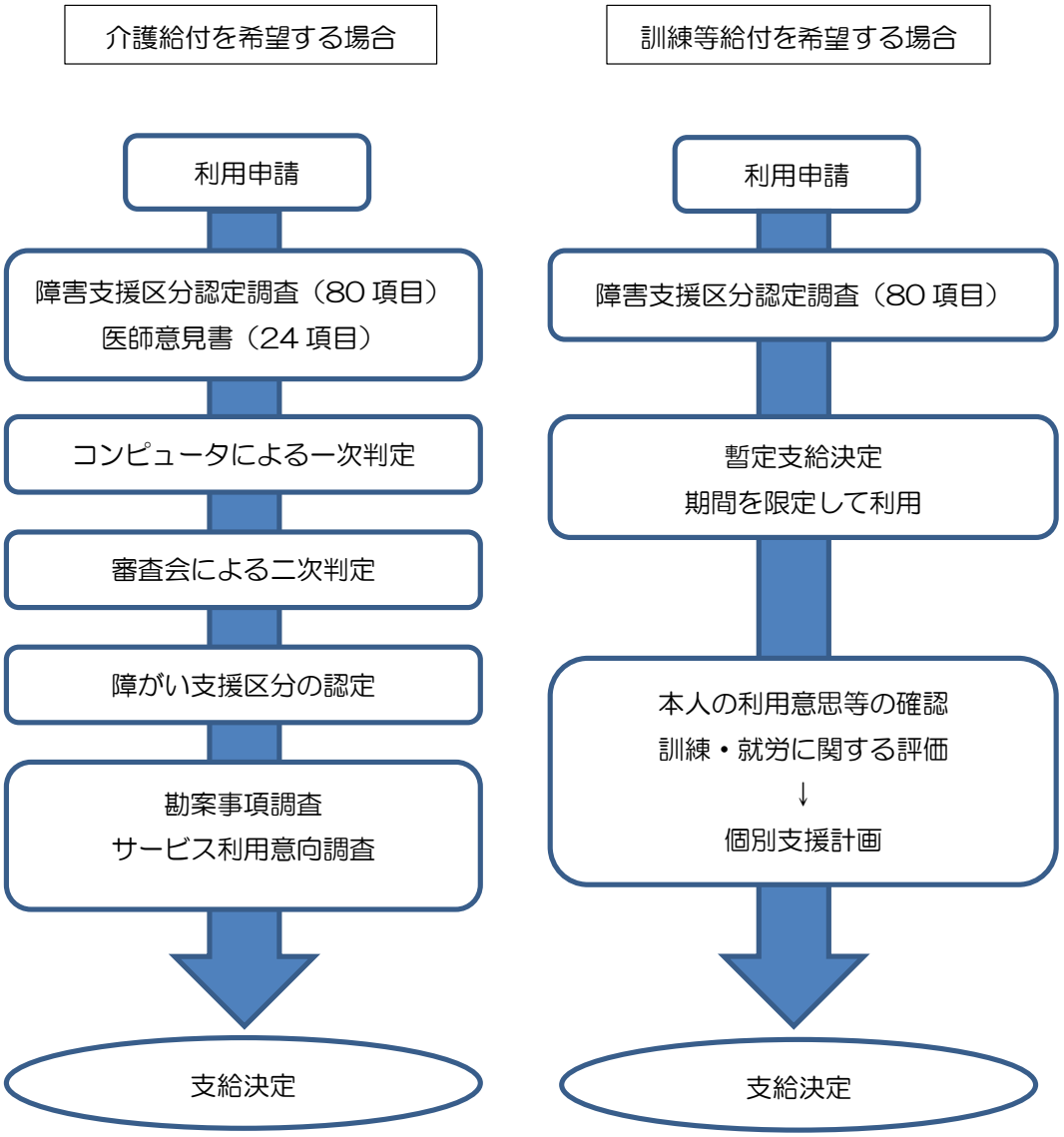
障がい福祉サービスを利用する場合は、利用申請を行った後、障害支援区分の判定が必要となります。障害支援区分は、必要な支援の度合いが軽度な区分１から重度な区分６までの６段階に分かれています。

まず、調査員がサービス利用者の生活動作の能力（ＡＤＬ（日常生活動作）、ＩＡＤＬ（手段的日常生活動作））などについて面接調査を行います。介護給付を希望する場合は全国共通の 80 項目の調査結果及び医師意見書の 24 項目により一次判定を行います。

さらに、医師意見書（一次判定の 24 項目以外）や調査員による特記事項も勘案して、二次判定が行われます。二次判定は城陽市障がい者介護給付費等支給認定審査会によって行われます。

なお、訓練等給付を希望する場合は医師意見書は不要です。

サービス利用の手続き



第３節　利用者負担

利用者負担は、サービス利用量と所得の双方に着目した仕組みとなっているとともに、食費・光熱水費等は実費負担とされています。国の制度による利用者負担額は、サービス利用量に応じた原則１割の定率負担です。

障がい福祉サービスの定率負担は、世帯の収入状況に応じて４区分に分かれ、月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は生じません。また、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得者に配慮した軽減策が講じられています。

障がい福祉サービスの利用者負担額の例（介護給付、訓練等給付）

定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて１箇月当たりの負担限度額が設定されています。

【障がい者の利用者負担】

所得区分	世帯の収入状況	国基準負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
一般２	上記以外 及び入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者のうち市町村民税課税世帯　※	37,200円

※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合は、一般２となります。

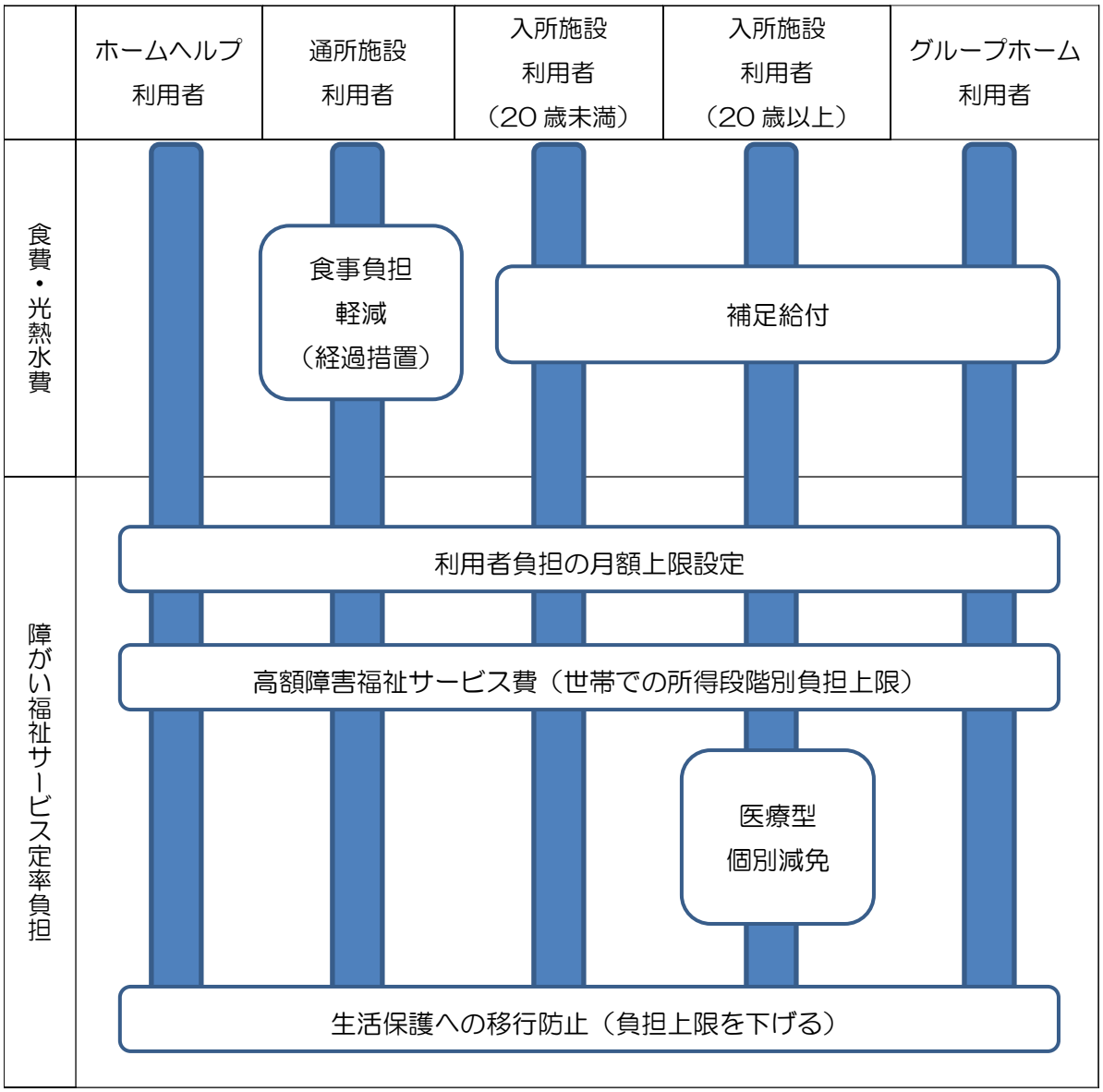
【障がい児の利用者負担】

所得区分	世帯の収入状況		国基準負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般１	市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般２	上記以外		37,200円

障がい者に係る所得区分認定を行う際には、本人と配偶者のみの収入状況を確認します。

なお、入所施設、グループホームを利用する場合の個別減免、同じ世帯の中で複数の障がい者がサービスを利用する場合など、利用者の生活状況に応じた減免措置が講じられています。

利用者負担に関する配慮措置



第４節　城陽市の独自軽減策

城陽市では、１箇月間の負担額を 30%軽減する独自施策を行っています。

さらに、補装具の給付事業、同行援護、地域生活支援事業については、利用者負担を求めない独自の施策を行っています。

障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付）を利用したときに適用する負担軽減額

【障がい者の利用者負担】

所得区分	世帯の収入状況	上限月額	上限月額	利用料減額
		国	城陽市	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円	6,510円	上限月額に満たない場合は定率負担額の30%相当の額を減額する
一般２	上記以外 及び入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者のうち市町村民税課税世帯　※	37,200円	26,040円	

※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合は、一般２となります。

【障がい児の利用者負担】

所得区分	世帯の収入状況	上限月額	上限月額	利用料減額
		国	城陽市	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円	3,220円	上限月額に満たない場合は定率負担額の30%相当の額を減額する
一般２	上記以外	37,200円	26,040円	

第３章　城陽市における障がい者手帳所持者数の状況

第１節　身体障害者手帳所持者数の推移

城陽市の身体障害者手帳所持者数は、平成 30 年度が 4,548 人、令和 4 年度が 4,748 人と、4 年間で 200 人、4.4 ポイント増加しています。

（年度末現在）（単位：人）

年度		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
視覚障がい	18 歳未満	1	1	0	0	0
	18 歳以上	278	286	295	292	288
聴覚・平衡機能障がい	18 歳未満	3	3	2	2	3
	18 歳以上	386	395	411	421	434
音声・言語そしゃく機能障がい	18 歳未満	1	1	1	1	1
	18 歳以上	56	55	59	59	61
肢体不自由	18 歳未満	30	30	29	28	26
	18 歳以上	2,198	2,212	2,222	2,177	2,173
内部障がい	18 歳未満	12	13	12	13	12
	18 歳以上	1,583	1,662	1,686	1,699	1,750
合計	18 歳未満	47	48	44	44	42
	18 歳以上	4,501	4,610	4,673	4,648	4,706
	全年齢	4,548	4,658	4,717	4,692	4,748

＊障がいの種類が２つ以上ある方については、主な障がいの種類で集計しています。

第２節　療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、平成 30 年度が 764 人、令和 4 年度が 793 人と、4 年間で 29 人、3.8 ポイント増加しています。

（年度末現在）（単位：人）

年度		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
A	18 歳未満	40	40	39	39	38
	18 歳以上	259	267	272	267	272
B	18 歳未満	142	130	122	119	125
	18 歳以上	323	323	338	346	358
合計	18 歳未満	182	170	161	158	163
	18 歳以上	582	590	610	613	630
	全年齢	764	760	771	771	793

＊Aは重度、Bは中度・軽度です。

第３節　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 30 年度が 532 人、令和 4 年度が 662 人と、4 年間で 130 人、24.4 ポイント増加しています。

（年度末現在）（単位：人）

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
１級	29	32	30	31	29
２級	242	229	247	284	298
３級	261	286	301	312	335
合計	532	547	578	627	662

第４章　障がい福祉サービスの利用（実績）

令和３年度から令和５年度までの障がい福祉サービスの利用状況は、以下のとおりです。

（1）訪問系サービスの利用状況

（単位：1 箇月当たり）

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
居宅介護	人	139	143	147	147	155	158
	時間	2,158	2,183	2,343	2,379	2,544	2,988
重度訪問介護	人	4	4	4	5	4	8
	時間	645	657	645	865	645	2,458
同行援護	人	26	25	26	25	26	24
	時間	569	428	569	504	569	449
行動援護	人	31	33	32	33	33	37
	時間	1,434	1,507	1,636	1,492	1,867	1,615
重度障がい者等包括支援	人	1	0	1	0	1	0
	時間	80	0	80	0	80	0

＊「重度障がい者等包括支援」について、利用者はありません。

＊令和５年度実績値は見込です。

（2）日中活動系サービスの利用状況

（単位：1 箇月当たり）

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
生活介護	人	226	230	229	235	232	240
	人日	4,197	4,150	4,250	4,223	4,303	4,461
自立訓練	人	1	0	1	0	1	1
（機能訓練）	人日	12	0	12	0	12	8
自立訓練	人	10	11	10	17	10	15
（生活訓練）	人日	127	134	127	230	127	143
就労移行支援	人	16	21	16	24	16	21
	人日	259	317	259	363	259	288
就労継続支援	人	51	48	54	52	57	61
（Ａ型）	人日	949	919	988	977	1,029	1,139
就労継続支援	人	179	171	190	184	201	197
（Ｂ型）	人日	2,863	2,792	2,996	2,921	3,135	3,193
就労定着支援	人	8	7	8	7	8	8
療養介護	人	13	13	13	15	13	15
短期入所	人	73	69	73	67	73	87
（福祉型）	人日	417	341	417	386	417	428
短期入所	人	3	3	3	4	3	3
（医療型）	人日	9	13	9	15	9	16

＊令和５年度実績値は見込です。

（3）居住系サービスの利用状況

（単位：1 箇月当たり）

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
自立生活援助	人	1	0	1	0	1	0
共同生活援助（グループホーム）	人	50	54	53	57	56	61
施設入所支援	人	74	77	73	83	72	86

＊令和５年度実績値は見込です。

（4）相談支援の利用状況

（単位：1 箇月当たり）

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
計画相談支援	人	65	70	71	84	77	93
地域移行支援	人	1	2	1	1	1	0
地域定着支援	人	2	1	2	2	2	1

＊令和５年度実績値は見込です。

第５章　地域生活支援事業の利用（実績）

地域生活支援事業の令和３年度から令和５年度までの実施状況は以下のとおりです。

（1）理解促進研修・啓発事業

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
理解促進研修・啓発事業	（有無）	有	有	有	有	有	有

＊令和５年度実績値は見込です。

（2）自発的活動支援事業

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
自発的活動支援事業	（有無）	有	有	有	有	有	有

＊令和５年度実績値は見込です。

（3）相談支援事業

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
基幹相談支援センター	（有無）	有	無	有	無	有	無
相談支援事業所	箇所	15	15	15	16	15	16
障がい者自立支援協議会	（有無）	有	有	有	有	有	有
障がい者虐待防止センター	（有無）	有	有	有	有	有	有

＊令和５年度実績値は見込です。

（4）成年後見制度利用支援事業

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
利用者	人	11	15	13	16	16	16

＊令和５年度実績値は見込です。

（5）意思疎通支援事業

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
手話通訳者派遣	件	660	694	670	678	680	600
登録手話通訳者派遣	件	140	109	150	138	160	160
登録要約筆記者派遣	件	200	122	210	134	220	135

＊「登録」とは、手話通訳者等の資格を有し、事業に協力する方を市に登録すること。

＊令和５年度実績値は見込です。

（6）日常生活用具給付事業

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
介護・訓練支援用具	件	5	6	5	4	5	4
自立生活支援用具	件	17	12	17	8	17	9
在宅療養等支援用具	件	18	15	18	17	18	17
情報・意思疎通支援用具	件	22	20	22	35	22	20
排泄管理支援用具	件	2,194	2,124	2,246	2,189	2,299	2,425

＊令和５年度実績値は見込です。

（7）手話奉仕員養成研修事業

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
手話奉仕員養成	会場	3	3	3	3	3	3
講習修了見込者数	人	20	20	20	25	20	35

＊令和５年度実績値は見込です。

（8）移動支援事業

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
利用者	人	174	214	176	147	178	150
	時間	13,301	10,962	12,355	11,116	11,476	14,188

＊令和５年度実績値は見込です。

（9）地域活動支援センター事業

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
市内設置数	箇所	1	1	1	1	1	1
市内設置施設の利用者	人	1	1	1	3	1	1
市外設置施設の利用者	人	3	2	3	1	3	1

＊令和５年度実績値は見込です。

（10）任意事業

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
日常生活支援							
訪問入浴サービス	人	84	72	106	79	136	106
生活訓練	（有無）	有	有	有	有	有	有
日中一時支援	時間	39,307	30,262	41,689	29,983	44,216	31,596
社会参加支援							
点字広報発行	（有無）	有	有	有	有	有	有
声の広報発行	（有無）	有	有	有	有	有	有
要約筆記奉仕員養成	会場	1	1	1	2	1	1
講習修了見込者数	人	8	14	8	10	8	8
点訳奉仕員養成	会場	1	1	1	2	1	1
朗読奉仕員養成	会場	1	1	1	2	1	1
精神障がい者グループワーク	回	142	142	142	139	142	144

＊令和５年度実績値は見込です。

第６章　障がい児通所支援給付（実績）

第１節　障がい児通所支援・障がい児相談支援

令和３年度から令和５年度までの障がい児通所支援給付の利用状況は、以下のとおりです。

（単位：１箇月当たり）

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
児童発達支援	人	92	107	92	112	92	126
	人日	334	411	334	410	334	410
放課後等デイサービス	人	254	249	290	263	332	270
	人日	3,024	2,486	3,700	2,545	4,527	2,546
保育所等訪問支援	人	1	3	1	5	1	5
	人日	7	3	7	5	7	5
医療型児童発達支援	人	3	3	3	2	3	1
	人日	18	10	18	7	18	7
障がい児相談支援	人	39	47	43	46	43	43
居宅訪問型児童発達支援	人	1	0	1	0	1	1
	人日	10	0	10	0	10	20
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	1	0	1	0	1	0

＊令和５年度実績値は見込です。

第２節　発達障がいのある児童等に対する支援

令和３年度から令和５年度までの発達障がいのある児童等に対する支援の利用状況は、以下のとおりです。

（単位：１箇年当たり）

項目	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	2	0	2	0	2	0
ペアレントメンターの人数	人	2	2	4	2	6	2
ピアサポート活動への参加人数	人	2	0	2	0	6	0

＊令和５年度実績値は見込です。

第３節　障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズ

令和３年度から令和５年度までの障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズの状況は、以下のとおりです。

（単位：１箇年当たり）

項目	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	定量的な目標（見込）（人）					
		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
保育所	６４	64	64	64	64	64	60
放課後児童健全育成事業	３６	30	36	36	36	36	35
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0

＊令和５年度実績値は見込です。

第７章　令和５年度末の成果目標の実績

第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画で目標設定を行った項目についての実績は以下のとおりです。

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績値（見込）
令和５年度までの地域移行者数	５人(移行率＋6%以上)	１人(＋1.4%)
令和５年度の入所者数	72 人(入所率△1.6%以上)	86 人(＋16.2%)

【実績】

・地域移行者数について目標値が５人以上のところ、実績値（見込）が１人、入所者数について目標値が 72 人以内のところ実績値（見込）が８６人と、目標は達成が困難な状況です。

・理由としては、施設入所者は重度の障がい者が多く、住み慣れた場所から変わることに大きな負担があり、地域移行が進まなかったことなどが考えられます。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	実績値（見込）
設置の有無	有	有

項目	単位	令和5年度	
		目標値	実績値（見込）
精神障がい者の地域移行支援利用者数	人	1	0
精神障がい者の地域定着支援利用者数	人	1	1
精神障がい者の共同生活援助利用者数	人	10	22
精神障がい者の自立生活援助利用者数	人	1	0
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	8	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	回	1	1

【実績】

・城陽市障がい者自立支援協議会精神保健福祉部会において協議の場を設けており、目標を達成しています。

（３）地域生活支援拠点等の確保

項目	目標値	実績値（見込）
確保数	１箇所	０箇所
確保又は運用状況検討回数	年１回	年１回

【実績】

・地域生活支援拠点等の確保について、市として市内及び圏域内での整備に至っておらず、目標は達成が困難な状況です。

・関係機関等や府とも連携し、今後の確保について引き続き検討していきます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

ア）福祉施設から一般就労

項目	目標値	実績値（見込）
令和５年度末の 一般就労移行者数	４人(令和元年度比増加率 1.27 倍以上)	５人(1.67 倍)

【実績】

・一般就労移行者数については、目標を達成しています。

・令和元年度に比べ、就労系障がい福祉サービスの利用者数が増加している事も要因の一つと考えられます。

ア）-①就労移行支援から一般就労への移行

項目	目標値	実績値（見込）
令和５年度末の 一般就労移行者数	４人（令和元年度比増加率 1.3 倍以上）	４人（1.33 倍）

【実績】

・一般就労移行者数については、目標を達成しています。

・令和元年度に比べ、就労系障がい福祉サービスの利用者数が増加している事も要因の一つと考えられます。

ア）-②就労継続支援Ａ型から一般就労への移行

項目	目標値	実績値（見込）
令和５年度末の 一般就労移行者数	１人（令和元年度比増加率 1.26 倍以上）	１人（1.26 倍）

【実績】

・一般就労移行者数については、目標を達成しています。

・令和元年度に比べ、就労系障がい福祉サービスの利用者数が増加している事も要因の一つと考えられます。

ア）-③就労継続支援Ｂ型から一般就労への移行

項目	目標値	実績値（見込）
令和５年度末の 一般就労移行者数	１人（令和元年度比増加率 1.23 倍以上）	０人

【実績】

・一般就労移行者数については、目標の達成が困難な状況です。

・就労継続支援Ｂ型利用者の一般就労移行について、引き続き城陽市障がい者自立支援協議会就労部会等で支援してまいります。

イ）就労定着支援利用者数の増加

項目	目標値	実績値（見込）
令和５年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行し、就労定着支援を利用した者の割合	７５％	７５％

【実績】

・就労定着支援を利用した者の割合について、目標を達成しています。

ウ）就労定着率の高い就労定着支援事業所の増加

項目	目標値	実績値（見込）
令和５年度末の就労定着率80%以上の就労定着支援事業所数	１箇所(市内事業所数の 50%以上)	０箇所(0%)

【実績】

・令和５年度時点で市内に就労定着支援事業所が無く、目標の達成が困難な状況です。

（５）障がい児支援の提供体制の整備

ア）児童発達支援センターの設置

項目	目標値	実績値（見込）
設置数	１箇所	１箇所

【実績】

・山城北圏域において京都府立こども発達支援センターが設置されており、目標を達成しています。

イ）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	目標値	実績値（見込）
体制の有無	有	有

【実績】

・市内では、PARC（パルク）じょうようが保育所等訪問支援を実施しており、目標を達成しています。

ウ）重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

項目	目標値	実績値（見込）
確保数	１箇所	２箇所

【実績】

・市内では、多機能型通所事業所しらうめと PARC（パルク）ウィル城陽の２事業所が重症心身障がい児を支援しており、市内での１箇所以上の確保目標を達成しています。

エ）重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標値	実績値（見込）
確保数	１箇所	２箇所

【実績】

・市内では、多機能型通所事業所しらうめと PARC（パルク）ウィル城陽の２事業所が重症心身障がい児を支援しており、市内での１箇所以上の確保目標を達成しています。

オ）医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置

項目	目標値	実績値（見込）
設置の有無	有	有

【実績】

・城陽市障がい者自立支援協議会療育部会において協議の場を設けており、目標を達成しています。

（６）相談支援体制の充実・強化

項目	単位	令和５年度	
		目標値	実績値（見込）
総合的・専門的な相談支援	（有無）	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	80	80
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	10	20
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	20	20

【実績】

・それぞれの項目について、概ね目標を達成しています。
・相談支援事業所、府の専門機関、医療機関、警察機関等と連携し、支援が困難なケースでも相談・対応できるよう体制を確保しています。
・地域の相談支援事業者から支援が困難なケースの相談があった場合は、ケース会議への参加、必要に応じて専門機関も交え支援についての助言等を行っています。
・地域の相談支援事業者の人材育成について、京都府等が主催する研修があった際は、事業所への周知、参加申し込み等の支援を行っています。
・地域の相談機関との連携強化の取組について、相談機関が委員に加わっている自立支援協議会各種専門部会に市も参加することで、関係機関との連携強化を図っています。

（7）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	単位	令和５年度	
		目標	実績（見込）
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市職員に対して実施する研修の参加人数	人	２	６
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	（有無）	有	有
	回	12	12

【実績】

- それぞれの項目について、目標を達成しています。
- 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に積極的に参加し、適切な障がい福祉事務に努めています。
- 障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、特に誤りの多い項目について関係する事業所と情報共有を行っています。

第８章　障がい福祉サービスの利用（見込）

サービスごとに、各年度における福祉サービス等の必要な見込量（月間サービス提供量）、福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策、福祉サービス等の事業を行う者の確保に関する計画等を定めます。

第１節　訪問系サービス

令和３年度から令和５年度にかけての利用時間の増加率、令和５年度の利用者数、障がい者等のニーズ、居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を推計しています。

＜サービス種別＞

（1）居宅介護

入浴、排せつまたは食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。

（2）重度訪問介護

重度の肢体不自由者や重度の知的障がい者もしくは重度の精神障がい者で常に介護を必要とする方に対して、居宅での入浴、排せつまたは食事の介護のほか、外出時の移動支援を総合的に行います。

（3）同行援護

視覚障がい者に対する移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ、食事等の介護などを行います。

（4）行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に対して、行動の際に危険回避のための支援や外出時の移動の支援を行います。

（5）重度障がい者等包括支援

常時介護を必要とし、特に介護の必要な程度が高いと認められた方に対し、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に行います。

（単位：1 箇月当たり）

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅介護	人	166	174	183
	時間	3,213	3,455	3,716
重度訪問介護	人	10	10	10
	時間	2,458	2,458	2,458
同行援護	人	26	26	26
	時間	500	500	500
行動援護	人	39	41	43
	時間	1,777	1,955	2,151
重度障がい者等包括支援	人	1	1	1
	時間	82	82	82

第２節　日中活動系サービス

令和３年度から令和５年度にかけての利用時間の増加率、令和５年度の利用者数、障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業予定者数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を推計しています。

＜サービス種別＞

（1）生活介護

常時介護を必要とする方に対し、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。

（2）自立訓練

障がい者に対し、一定期間、地域生活を営む上で必要な身体機能や生活能力向上のために、必要な訓練等の支援を行います。機能訓練は身体障がい者を、生活訓練は知的障がい者または精神障がい者を対象とします。

（3）就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

（4）就労移行支援

就労を希望する方に対し、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

（5）就労継続支援

企業等での雇用が困難な方に対し、就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。Ａ型は原則雇用契約に基づく就労の機会を提供しますが、Ｂ型は雇用契約を結ばないものです。

（6）療養介護

医療及び常時介護が必要な方に対し、病院等への入院による医学的管理の下、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等の支援を行います。

（7）短期入所

居宅で介護を行う方が病気などの場合、短期間施設へ入所し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。障害者支援施設等において実施されるものが福祉型、病院・診療所・介護老人保健施設で実施されるものが医療型です。

（8）就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

（単位：1 箇月当たり）

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
生活介護	人	244	248	253
	人日	4,515	4,570	4,625
自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1
	人日	7	7	7
自立訓練（生活訓練）	人	12	12	12
	人日	143	143	143
就労選択支援	人		48	102
就労移行支援	人	17	17	17
	人日	263	263	263
就労継続支援（Ａ型）	人	65	69	73
	人日	1,197	1,258	1,322
就労継続支援（Ｂ型）	人	208	219	231
	人日	3,354	3,523	3,701
就労定着支援	人	8	9	10
療養介護	人	15	15	15
短期入所（福祉型）	人	87	87	87
	人日	439	450	461
短期入所（医療型）	人	3	3	3
	人日	18	20	22

第３節　居住系サービス

居住系サービスについては、令和３年度から令和５年度にかけての利用者の増加率、令和５年度の利用者数、障がい者等のニーズ等を勘案し、見込量を推計しています。

＜サービス種別＞

（1）自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した知的障がい者や精神障がい者などについて、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者から相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

（2）共同生活援助（グループホーム）

就労等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域で共同生活を営む方に対し、相談や日常生活上の支援を行います。

（3）施設入所支援

施設に入所する方に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

（単位：1 箇月当たり）

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人	66	71	77
施設入所支援	人	80	79	78

第４節　相談支援

（1）計画相談支援

障がい福祉サービスの利用者に対して、相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行います。

（2）地域移行支援

施設や病院等に入所・入院している 18 歳以上の障がい者が地域での生活に移行するための相談、外出への同行支援、関係機関との調整を行います。

（3）地域定着支援

居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者に対し、常時の連携体制を確保し、緊急時の相談に対応します。

（単位：1 箇月当たり）

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画相談支援	人	114	140	172
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	2	2	2

第５節　サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策

（1）訪問系サービス

訪問系サービスの見込量確保にあたっては、退院可能な精神障がい者など、新たなサービス利用者が円滑に利用できるよう配慮するとともに、障がい特性を理解したヘルパーの養成等に努め、利用者のニーズを踏まえ、サービスの充実を図ります。

（2）日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量確保にあたっては、特別支援学校卒業者等が社会活動に参加できるよう支援するほか、就労への移行・定着が円滑に進むよう配慮したサービス提供に努めます。

（3）居住系サービス

施設入所から地域生活への移行が円滑に進むためには、今後もグループホームの整備が必要となるため、地域の理解を深めながら生活の場の確保に努めます。

（4）相談支援

居住系サービスと同様にグループホーム確保に努めるとともに、施設や病院等に入院・入所している障がい者が地域での生活への移行・定着が円滑に進むよう、関係機関との連携体制を確保し、相談支援体制の整備に努めます。

第６節　事業を行う者の確保に関する計画等

本章の事業を行う事業者を確保するため、本市におけるニーズの状況等の情報提供を行い、京都府と連携して事業者の参入を促します。また、介護保険制度との併用や施設入所支援等、利用者の状況やニーズを踏まえたサービス提供に努めるとともに、計画に見合うバランスのとれた整備がなされるよう、調整を図ります。

第９章　地域生活支援事業の利用（見込）

第１節　実施する事業の内容

障害者総合支援法第 77 条では、市町村が実施する地域生活支援事業が定められています。地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できることとされています。

城陽市では、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業の必須事業とともに、任意事業として、日常生活支援（訪問入浴サービス、生活訓練、日中一時支援）、社会参加支援（点字・声の広報発行、奉仕員養成研修、自動車運転免許取得費・改造費助成、精神障がい者グループワーク）、就業・就労支援（更生訓練費給付）の各事業を実施します。

第２節　各年度における事業の種類ごとの見込量

（1）理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がいのある方に対する理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。障がい特性の理解を深める講座や事業所見学等を行います。

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
理解促進研修・啓発事業	（有無）	実施（有）		

（2）自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その他家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。障がい者に対するボランティア活動の支援等を行います。

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自発的活動支援事業	（有無）	実施（有）		

（3）相談支援事業

①基幹相談支援センター

本市における相談支援の中核的な役割を担う拠点と位置付けるものです。

②障がい者相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者または障がい者の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利の擁護のために必要な支援をするものです。

③障がい者自立支援協議会

相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るため、設置される協議会で、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に向けた協議、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、障がい福祉計画の作成・具体化に向けた協議などを行います。

④障がい者虐待防止センター

相談支援事業所等の関係機関、他の関係行政機関と連携を図りながら、虐待防止、早期発見と対応を行います。本市では、福祉課が担当しています。

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センター（再掲）※	（有無）	有		
障がい者相談支援事業所	箇所	16	16	16
障がい者自立支援協議会	（有無）	有		
障がい者虐待防止センター	（有無）	有		

※令和８年度末までに設置

（4）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者のうち、支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立及び報酬に係る経費の一部、または全部を支援するものです。

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者	人	18	20	22

（5）意思疎通支援事業

聴覚障がい者等の意思疎通が円滑に行えるよう相談、情報提供、意思疎通支援を行うため、手話通訳者等を設置し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話通訳者派遣	件	698	708	718
登録手話通訳者派遣	件	170	180	190
登録要約筆記者派遣	件	145	155	165

＊「登録」とは、手話通訳者等の資格を有し、事業に協力する方を市に登録すること。

（6）日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者等が日常生活上の便宜を図るための用具であって、厚生労働大臣が定める日常生活用具の給付を行います。

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護・訓練支援用具	件	6	6	6
自立生活支援用具	件	13	13	13
在宅療養等支援用具	件	16	16	16
情報・意思疎通支援用具	件	24	24	24
排泄管理支援用具	件	2,200	2,259	2,320

（7）手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な技術を習得する奉仕員を養成し、手話を必要とする障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話奉仕員養成	会場	3	3	3
講習修了見込者数	人	35	35	35

（8）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出及び余暇活動等の社会参加のための支援を行います。

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者	人	175	178	181
	時間	14,387	14,455	14,524

（9）地域活動支援センター機能強化事業

在宅の障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進の支援を行います。

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
市内設置数	箇所	1	1	1
市内設置施設の利用者	人	2	2	2
市外設置施設の利用者	人	2	2	2

（10）任意事業

必須事業である（1）～（9）の他に、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な任意事業のうち、下記の事業について見込を計画します。

①日常生活支援

自宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対し、訪問入浴車が自宅等を訪問して入浴支援を行う訪問入浴サービス、視覚や聴覚に障がいのある方を対象に、日常生活に必要な訓練や相談を実施して社会生活が円滑に行えるよう支援する生活訓練、在宅の障がい者等に対し、日中における活動の場を提供するとともに、日常的に介護している家族等の一時的な休息のための支援を行う日中一時支援を実施します。

②社会参加支援

点字広報及び声の広報を発行、要約筆記奉仕員・点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成、「閉じこもりがち」、「対人関係が苦手」なため、社会とのつながりが薄い精神障がい者が定期的に通所しながら、茶話やゲーム、創作活動等を通じて対人関係を広げ、日常生活を豊かにすることを目的とした精神障がい者グループワークを実施します。

（単位：1 箇年当たり）

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
日常生活支援				
訪問入浴サービス	人	110	114	118
生活訓練	（有無）	実施（有）		
日中一時支援	時間	31,596	31,596	31,596
社会参加支援				
点字広報発行	（有無）	実施（有）		
声の広報発行	（有無）	実施（有）		
要約筆記奉仕員養成	会場	1	1	1
講習修了見込者数	人	8	8	8
点訳奉仕員養成	会場	1	1	1
朗読奉仕員養成	会場	1	1	1
精神障がい者グループワーク	回	141	141	141

第３節　各事業の見込量の確保のための方策

（1）障がい者やその家族が、地域のより身近な所で様々な問題や悩みについて気軽に相談できるよう、相談支援事業の拡充と専門性の向上を図ります。また、各専門機関が集まる城陽市障がい者自立支援協議会を活用し、本市障がい福祉サービスの課題等を整理し、質の向上に努めます。

（2）視覚障がい者や聴覚障がい者及び知的障がい者等の情報収集やコミュニケーション確保について、情報伝達手段や行政情報の提供を充実するとともに、情報機器の進歩を踏まえて多様な情報提供手段の活用を図るなど情報バリアフリー化を推進します。

（3）障がい者の生活様式の多様化、障がいの重複化などにより、在宅サービスに対するニーズも多岐にわたっているため、現行の各サービスが障がい者にとってより使いやすくなるよう、障がい者の自己選択や自己決定を尊重し、利用者本位の適切な運用に努めます。

（4）高齢者などの福祉施策との十分な連携による効果的な施策運用、障がい者ニーズの多様化に対応した施策の推進、施策分野間の連携強化、幅広い市民参加などにより、障がい者の自立を支援し、地域で安心して生活できる条件整備を進めます。

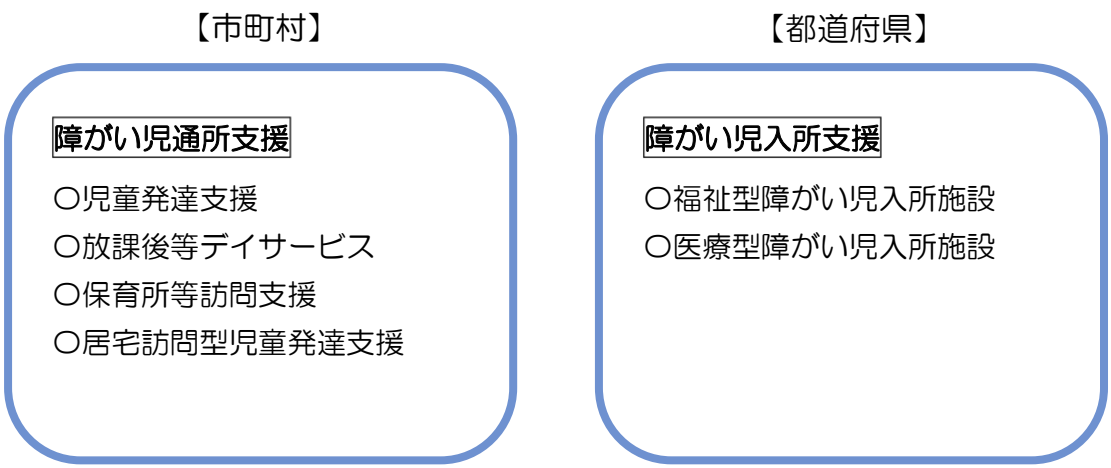
（5）各種奉仕員の養成を進めることにより、手話通訳者や要約筆記者の増加につなげ、意思疎通の際に手話や要約筆記を必要とする方への支援がスムーズに行えるよう体制強化に努めます。

第 10 章　障がい児通所支援給付（見込）

第 1 節　サービスの体系

サービス体系は児童福祉法により規定され、市町村が支給決定する「障がい児通所支援」と都道府県が支給決定する「障がい児入所支援」に大別されます。さらに、障がい児通所支援は「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型児童発達支援」に分けられます。

サービスの体系



第２節　障がい児通所支援・障がい児相談支援

（1）児童発達支援

発達が気になる児童に対し、日常生活における基本動作の指導知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

（2）放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、学校の授業の終了後や休業日において、生活能力の向上のための必要な訓練等を継続的に行い、障がい児の自立を促進するとともに、それぞれの障がい特性に配慮した放課後等の居場所を提供します。

（3）保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、学童等に通う障がい児に対し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

（4）障がい児相談支援

指定障害児相談支援事業者が、障がい福祉サービスや障がい児通所支援事業等の利用を希望する障がい児及び保護者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障がい児支援利用計画を作成します。

（5）居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

（6）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

（単位：1 箇月当たり）

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	人	126	126	126
	人日	410	410	410
放課後等デイサービス	人	294	320	349
	人日	3,027	3,296	3,589
保育所等訪問支援	人	5	5	5
	人日	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1
	人日	60	60	60
障がい児相談支援	人	51	51	51
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	1	1	1

※令和６年度から、医療型児童発達支援が児童発達支援に統合されました。

第３節　発達障がいのある児童等に対する支援

発達障がいのある児童等の早期発見・早期支援には、発達障がいのある児童等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がいのある児童等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

（単位：１箇年当たり）

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講者数	人	１	１	１
ペアレントメンターの人数	人	２	２	２
ピアサポート活動への参加人数	人	１	１	１

第４節　障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズ

障がい児の健やかな育成のための発達支援を図るため、また、障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるように地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がい児福祉計画に関する基本的事項として、障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備に努めます。

（単位：１箇年当たり）

項目	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	定量的な目標（見込）（人）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
保育所	60	60	60	60
放課後児童健全育成事業	35	35	35	35
地域型保育事業	0	0	0	0

第５節　障がい児通所支援給付の見込量確保のための方策

サービスを必要とする障がい児が適切なサービスが受けられるように、障がい児相談支援事業所と連携し、障がい児通所支援事業所への通所を支援します。

第６節　事業を行う者の確保に関する計画等

本章の事業を行う事業者を確保するため、本市におけるニーズの状況等の情報提供を行い、京都府と連携して事業者の参入を促します。また、計画に見合うバランスのとれた整備がなされるよう、調整を図ります。

第 11 章　令和８年度末の成果目標の設定

第 1 節　福祉施設入所者の地域生活への移行について

令和５年３月 31 日時点において福祉施設に入所している障がい者について、今後、自立訓練等の事業を利用し、グループホーム、住宅等へ移行することを目指します。

【国の目標】

- **施設入所者の地域移行※**
 - **：令和４年度末時点の施設入所者数の６%以上を地域生活へ移行**
- **施設入所者数の削減**
 - **：令和８年度末の施設入所者数を令和４年度末時点の施設入所者数から５%以上削減**

※施設入所からグループホームや一般住宅への移行

項目	数値	備考
令和４年度末の入所者数（A）	83 人	――
令和８年度末時点の入所者数（B）	78 人	――
【目標】（A）のうち令和８年度までの地域生活移行者数（C），移行率	５人 6.0%	厚生労働省目標 6%以上
【目標】削減見込（A）－（B）， 削減率（A－B）／（A）	５人 6.0%	厚生労働省目標 5%以上削減

第２節　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、令和８年度末における目標を設定します。

【国の目標】

○　協議の場の設置

：圏域または市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する

項目	令和８年度末 目標	備考
設置の有無	有	城陽市障がい者自立支援協議会精神保健福祉部会において協議の場を設けています。

項目	単位	令和８年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	人	1
精神障がい者の地域定着支援利用者数	人	2
精神障がい者の共同生活援助利用者数	人	31
精神障がい者の自立生活援助利用者数	人	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	人	18
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	人	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	回	1

第３節　地域生活支援の充実

地域生活支援の充実について、令和８年度末における目標を設定します。

【国の目標】

- **令和８年度末までの間、市町村又は圏域内に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証し、今後の運用について検討する**
- **令和８年度末までに、市町村又は圏域に、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める**

項目	令和８年度末 目標	備考
確保数	１箇所	――
確保又は運用状況検討回数	年１回	確保されるまでは確保の検討を１回、確保後は運用状況を１回実施する
強度行動障がいを有する障がい者の状況や支援ニーズの把握の有無	有	――
強度行動障がいを有する障がい者に係る支援体制の整備	有	――

第４節　福祉施設から一般就労への移行について

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する者の数が増加することを目指します。さらに、就労移行事業所の利用者数が増加することを目指します。

【国の目標】

- ○ 福祉施設から一般就労への移行
 - ：令和３年度実績の 1.28 倍以上増加
- ○ 就労移行支援から一般就労への移行
 - ：令和３年度実績の 1.31 倍以上増加
- ○ 就労継続支援 A 型から一般就労への移行
 - ：令和３年度実績の 1.29 倍以上増加
- ○ 就労継続支援 B 型から一般就労への移行
 - ：令和３年度実績の 1.28 倍以上増加
- ○ 就労定着支援利用者数の増加
 - ：令和３年度実績の 1.41 倍以上増加
- ○ 就労定着率の高い就労定着支援事業所の増加
 - ：利用者の就労定着率が 70%以上の事業所を全体の 25%以上とする
- ○ 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加
 - ：利用者の一般就労率が 50%以上の事業所を全体の 50%以上とする

ア）福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
令和３年度末の一般就労移行者数（A）	５人	――
【目標】令和８年度末の一般就労移行者数（B）	７人	――
増加割合	1.4 倍	（B）/（A） 厚生労働省目標 1.28 倍以上増加

ア）-①就労移行支援から一般就労への移行

項目	数値	備考
令和３年度末の一般就労移行者数（A）	４人	――
【目標】令和８年度末の一般就労移行者数（B）	６人	――
増加割合	1.5 倍	（B）/（A） 厚生労働省目標 1.31 倍以上増加

ア）-②就労継続支援Ａ型から一般就労への移行

項目	数値	備考
令和３年度末の一般就労移行者数（A）	１人	――
【目標】令和８年度末の一般就労移行者数（B）	２人	――
増加割合	２倍	（B）／（A） 厚生労働省目標 1.29倍以上増加

ア）-③就労継続支援Ｂ型から一般就労への移行

項目	数値	備考
令和３年度末の一般就労移行者数（A）	０人	――
【目標】令和８年度末の一般就労移行者数（B）	１人	――
増加割合	－	（B）／（A） 厚生労働省目標 1.２８倍以上増加※

※（A）が0のため、（B）は1を見込む

イ）就労定着支援利用者数の増加

項目	数値	備考
令和３年度末の就労定着支援事業の利用者数（A）	７人	――
令和８年度末の就労定着支援事業の利用者数（B）	10 人	――
【目標】令和８年度＝（B）/（A）(倍)	1.43 倍	厚生労働省目標 1.41 倍以上増加

ウ）就労定着率の高い就労定着支援事業所の増加

項目	数値	備考
令和３年度末の就労定着支援事業所数	０箇所	――
令和８年度末の就労定着支援事業所数（A）	１箇所	――
令和８年度末の就労定着率が 70%以上の事業所数（B）	１箇所	当該事業所の過去３年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合が 70%以上の事業所数
【目標】令和８年度＝（B）/（A）（割合）	100%	厚生労働省目標は就労定着率が 70%以上の事業所が全体の 25%以上

エ）就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

項目	数値	備考
令和８年度末の就労移行支援事業所数（A）	１箇所	――
令和８年度の就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 50%以上の事業所数（B）	１箇所	――
【目標】令和８年度＝（B）/（A）（割合）	100%	厚生労働省目標 50%以上

第５節　障がい児支援の提供体制の整備

障がい児支援の提供体制の整備について、令和８年度末における目標を設定します。

【国の目標】
- ○ 児童発達支援センターの設置
 - ：令和８年度末までに各市町村または各圏域に１箇所以上設置
- ○ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
 - ：令和８年度末までに各市町村において利用できる体制を構築
- ○ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保
 - ：令和８年度末までに各市町村または各圏域に１箇所以上確保
- ○ 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
 - ：令和８年度末までに各市町村または各圏域に１箇所以上確保
- ○ 医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置
 - ：令和８年度末までに各市町村または各圏域で設置

ア）児童発達支援センターの設置

項目	令和８年度末 目標	備考
設置数	１箇所	山城北圏域において京都府立子ども発達支援センターが設置されています。

イ）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	令和８年度末 目標	備考
体制の有無	有	保育所等訪問支援事業を既に実施しています。

ウ）重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

項目	令和８年度末 目標	備考
確保数	１箇所	市内の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所において、支援を実施しています。

エ）重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

項目	令和８年度末 目標	備考
確保数	１箇所	市内の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所において、支援を実施しています。

オ）医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置

項目	令和８年度末 目標	備考
設置の有無	有	城陽市障がい者自立支援協議会療育部会において協議の場を設けています。

第６節　相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・強化について、令和８年度末における目標を設定します。

【国の目標】
- ○令和８年度末までに、市内において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する
- ○地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する

項目	令和８年度末 目標	備考
基幹相談支援センターの設置の有無	有	――

ア）基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	６０	６０	６０
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	１６	１６	１６
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	１２	１２	１２

項目	令和８年度末 目標	備考
協議会の体制確保の有無	有	城陽市障がい者自立支援協議会を設置し、体制を確保しています。

イ）協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項目	単位	令和８年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	1
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数	件	3
協議会の専門部会の設置数	件	5
協議会の専門部会の実施回数	回	20

第７節　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、令和８年度における目標を設定します。

【国の目標】

○ 令和８年度末までに、市内において、障がい福祉サービスの質の向上を図るための体制の構築

項目	令和８年度末 目標	備考
障がい福祉サービスの質の向上を図るための体制の有無	有	都道府県が実施する研修への積極的な参加により、障がい福祉サービスの知識を深めることや、他市町村との情報共有により障がい福祉サービスの質の向上に努めています。

項目	単位	令和８年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市職員に対して実施する研修の参加人数	人	6
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	回	12

第７期城陽市障がい福祉計画
第３期城陽市障がい児福祉計画

令和６年（2024 年）３月
発行　城陽市　福祉保健部

〒610-0195
京都府城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地
電　話　0774-56-4033（直通）
ＦＡＸ　0774-56-3999
メール　fukushi@city.joyo.lg.jp